

警察法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条関係） 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一 部の名称及び所掌事務</p> <p>一 警務部</p> <p>イ ヾム （略）</p> <p>ウ サイバー事案（法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この表において同じ。）に関する警察に関すること。</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第二 （略）</p> <p>第三 人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、第一の基準にかかわらず、第一各号に掲げる部のほか、警務部の所掌事務（サイバー事案に関する警察に関するものを除く。）の一部を所掌する総務部、サイバー事案に関する警察に関することを所掌するサイバー警察部、地域警察その他の警察に関することを所掌する地域部、警備警察に関することを所掌する公安部その他第一各号の部の所掌事務の一部を所掌する部を置き、又は部の名称若しくは所掌事務を変更することができる。</p>	<p>別表第一（第四条関係） 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一 部の名称及び所掌事務</p> <p>一 警務部</p> <p>イ ヾム （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>第二 （略）</p> <p>第三 人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、第一の基準にかかわらず、第一各号に掲げる部のほか、警務部の所掌事務の一部を所掌する総務部、地域警察その他の警察に関することを所掌する地域部、警備警察に関することを所掌する公安部その他第一各号の部の所掌事務の一部を所掌する部を置き、又は部の名称若しくは所掌事務を変更することができる。</p>

第四
(略)

第四
(略)